

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	28	府省庁名 国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()	
要望項目名	新築住宅に対する固定資産税の減額措置の適用期限の延長	
要望内容(概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 新築住宅又は新築中高層耐火建築物である住宅で、一定の要件を満たすものについては、当該住宅に対して課する固定資産税を新築住宅は3年間、新築中高層耐火建築物である住宅は5年間、2分の1に減額する。 ・特例措置の内容 本特例の適用期限（平成22年3月31日）を2年間延長する。 	
関係条文	地方税法附則第15条の6 同法施行令附則第12条第1項～第6項	
要望理由	住宅取得に関しては、国税においては住宅ローン減税制度等により住宅取得者の負担軽減を図っているところである。地方税においては従来より固定資産税の減額措置により住宅取得の促進を行ってきており、当該減額措置を継続することにより住宅取得の初期負担を軽減し、居住水準の向上を図ることが必要である。本制度は持家のみならず借家についても適用されるものであり、建築当初の負担を軽減することによる貸家建設の促進等に対する支援措置としても効果がある。	
減収見込額	(初年度) ー (39774)	(平年度) ー (140499) (単位：百万円)
地方税以外の措置	既存	<ul style="list-style-type: none"> ・国税 住宅ローン減税制度 ・融資、補助金その他 (独) 住宅金融支援機構による証券化支援事業
	22年度の要望	<ul style="list-style-type: none"> ・国税 住宅取得資金等に係る相続時精算課税制度の特例措置等 ・融資、補助金その他 (独) 住宅金融支援機構による証券化支援事業 6.5万戸 1,280,000百万円
過去の要望経緯	昭和39年度 創設 昭和56、60、平成10、12年度 拡充 昭和50、54、57、60、63、平成3、5、8、10、12、14、16、18、20年度 延長	
本要望に対応する縮減案	ー	